

# 兵庫県公報

令和7年3月14日 金曜日 第599号

発行人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 告 示

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（地域福祉課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	1
○ 緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	5
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	6
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	6
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（西播磨県民局）	6

### 公 告

○ 落札者等の公示（阪神南県民センター）	6
----------------------	---

### 病院局公告

○ 落札者等の公示	7
○ 同 上	7

## 告 示

### 兵庫県告示第162号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和7年3月14日

兵庫県知事 斎藤元彦

### 指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
薬局オリーヴファーマシー	伊丹市中野東3-111	有限会社グランバ企画	西宮市甲陽園西山町4-17	令和6年10月1日
医療法人社団雄敬会 藤末医院	川西市小花1-3-5	医療法人社団雄敬会 藤末医院	川西市小花1-3-5	同 年12月1日

~~~~~

### 兵庫県告示第163号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和7年3月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

| 名 称         | 所在地                         | 開設者                       | 開設者所在地                      | 変更内容 |
|-------------|-----------------------------|---------------------------|-----------------------------|------|
| あたたかい手介護相談室 | 加古川市加古川町本町310               | 有限会社V・Iケアサービス             | 加古川市平荘町山角82                 | 所在地  |
| ベストスマイル     | 宝塚市山本東3—10—1 リーガルコート山本駅前103 | 株式会社A c t ' s D e s i g n | 宝塚市山本東3—10—1 リーガルコート山本駅前103 | 同 上  |
| ケアプラン笑楽三田   | 三田市南が丘2—1—14 シャルム南が丘1階      | 株式会社ビオネスト                 | 神戸市中央区御幸通2—1—6              | 同 上  |

## 2 廃止の届出があった指定介護機関

| 名 称           | 所在地            | 開設者       | 開設者所在地         |
|---------------|----------------|-----------|----------------|
| デイサービスセンター由の郷 | 加古川市野口町長砂897—4 | 医療法人社団隆栄会 | 加古川市野口町長砂897—4 |
| 藤末医院          | 川西市栄根1—8—17    | 藤 末 慶     | 川西市栄根1—8—17    |

~~~~~

## 兵庫県告示第164号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4 第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和7年2月28日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和7年3月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 事業名

農村地域防災減災事業

## 2 地区名

千木池地区

## 3 縦覧の期間

令和7年3月14日から同年4月3日まで

## 4 縦覧の場所

(1) 洲本市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 兵庫県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/sengiike-shinki.html>

~~~~~

## 兵庫県告示第165号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があつた特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事

項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

### 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
播州織工業協同組合  
西脇市鹿野町162番地  
理事長 森 本 一 典
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
播州織工業協同組合  
西脇市鹿野町162番地
- (3) 特定施設に関する事項

|                                                 |                         |                      |                |      |      |
|-------------------------------------------------|-------------------------|----------------------|----------------|------|------|
| 種類                                              |                         | 19号ニ 精練機及び精練そう       | 19号ヘ 漂白機及び漂白そう |      |      |
| 能力                                              |                         | 240m <sup>3</sup> /日 |                | 同左   |      |
| 工事着手予定期月日                                       |                         | 許可後                  |                | 同左   |      |
| 工事完成予定期月日                                       |                         | 着手後3箇月               |                | 同左   |      |
| 使用開始予定期月日                                       |                         | 完成後                  |                | 同左   |      |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                             |                         | 6時～22時 16時間          |                | 同左   |      |
| 使用時間の季節的変動の概要                                   |                         | なし                   |                | 同左   |      |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値         | 区分                      | 通常                   | 最大             | 通常   | 最大   |
|                                                 | 水素イオン濃度<br>(水素指数)       | 6～12                 | 5～13           | 6～10 | 5～12 |
|                                                 | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | 800                  | 960            | 200  | 240  |
|                                                 | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 1,000                | 1,200          | 200  | 300  |
|                                                 | 浮遊物質量<br>(単位 mg/L)      | 100                  | 130            | 50   | 70   |
|                                                 | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)      | 2                    | 2              | 1    | 2    |
|                                                 | 燐含有量<br>(単位 mg/L)       | 0.5                  | 1              | 0.5  | 1    |
| ふつ素及びその化合物<br>(単位 mg/L)                         | 0.16                    | 0.4                  | 0.16           | 0.4  |      |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m <sup>3</sup> /日) | 240                     | 360                  | 240            | 360  |      |

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

### 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年3月14日から同年4月4日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び西脇市くらし安心部環境課

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 19号リ のり抜き施設         |     |
| 40m <sup>3</sup> ／日 |     |
| 同 左                 |     |
| 同 左                 |     |
| 同 左                 |     |
| 同 左                 |     |
| 同 左                 |     |
| 通 常 最 大             |     |
| 6～7                 | 5～8 |
| 400                 | 700 |
| 200                 | 400 |
| 50                  | 100 |
| 3                   | 5   |
| 0.2                 | 0.5 |
| 0.16                | 0.4 |
| 40                  | 60  |

~~~~~

**兵庫県告示第166号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年3月14日から供用を開始する。

その関係図面は、令和7年3月14日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 6 号	豊岡市出石町日野辺字ホキノ下678番1から 同 市出石町日野辺字ホキノ下670番1まで	旧	28.0から 30.0まで	164.0	
		新	23.0から 31.0まで	164.0	

~~~~~

**兵庫県告示第167号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年4月1日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和7年3月14日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 道 路 の 種 類<br>路 線 名 | 道 路 の 区 域                              |    |                 |               |    |
|--------------------|----------------------------------------|----|-----------------|---------------|----|
|                    | 区 間                                    | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>飾東宝殿停車場線     | 高砂市神爪一丁目104番1から<br>加古川市米田町平津字道堂456番8まで | 旧  | 4.0から<br>8.0まで  | 204.0         |    |

~~~~~

**兵庫県告示第168号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
月見山(3)	宝 塚 市		月見山一丁目		9番18の一部、9番19の一部、766番1、766番628の一部、766番629、766番671の一部、766番673の一部、766番687から766番697まで

~~~~~

**兵庫県告示第169号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可の告示（令和7年近畿地方整備局告示第22号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 施行者の名称

兵庫県

- 2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画下水道事業武庫川下流域下水道

- 3 事業施行期間

昭和44年11月25日から令和12年3月31日まで

- 4 事業地

- (1) 収用の部分

変更なし

- (2) 使用の部分

変更なし

~~~~~

**兵庫県告示第170号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和7年3月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (令 和 年 月 日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R06中播位置 0004号	7. 2. 25	たつの市龍野町中村字寺東169番16の一部	6.00 6.00	41.70 21.30

~~~~~

**兵庫県告示第171号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年3月14日

兵庫県西播磨県民局長 城 下 隆 広

- 1 指定する貯水施設の所在地

赤穂市東有年字片山663

- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称    | 住 所       |
|--------|-----------|
| 東有年自治会 | 赤穂市東有年536 |

- 3 指定する理由

西播磨西部地域内二級河川千種川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年3月14日

## 契約担当者

兵庫県阪神南県民センター長 小林拓哉

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
尼崎西宮芦屋港 調査監督船建造工事 数量 1隻
- 2 契約に関する事務を担当する県民局の名称及び所在地  
兵庫県阪神南県民センター 尼崎市東難波町5—21—8
- 3 落札者を決定した日  
令和6年12月13日
- 4 落札者の名称及び住所  
形原造船株式会社  
愛知県蒲郡市形原町港町133—3
- 5 落札金額  
295,000,000円（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年10月29日

## 病院局公告

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年3月14日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
眼科用手術顕微鏡 一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地  
兵庫県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2—17—77
- 3 落札者を決定した日  
令和7年1月31日
- 4 落札者の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5—4—8
- 5 落札金額  
81,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年12月10日

~~~~~

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年3月14日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
遠隔操作型内視鏡下手術支援システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地  
兵庫県立淡路医療センター 洲本市塩屋1丁目1—137

- 3 落札者を決定した日  
令和7年2月13日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社やよい神戸営業所 神戸市兵庫区神明町1—36
- 5 落札金額  
150,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和7年1月28日